

3 「小1の壁」の打破

放課後子ども総合プランの推進

保育所と比べると放課後児童クラブの開所時間が短いため、子供が小学校に入学すると、これまで勤めてきた仕事を辞めざるを得ない状況となる、いわゆる「小1の壁」を打破するとともに、次代を担う人材を育成するため、全ての就学児童が放課後などを安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、文部科学省と厚生労働省が共同で、2014（平成26）年7月31日に「放課後子ども総合プラン」を策定し、学校施設（余裕教室や放課後等に一時的に使われていない教室等）を徹底活用して、放課後児童クラブ及び放課後子供教室の一体型を中心とした取組を推進することとしている。同プランでは、2019（平成31）年度末までに、放課後児童クラブについて、約30万人分を新たに整備し、合計で約122万人分の受け皿を確保すること、全小学校区（約2万か所）で放課後児童クラブ及び放課後子供教室を一体的に又は連携して実施し、うち1万か所以上を一体型で実施することを目指している。また、新たに放課後児童クラブ又は放課後子供教室を整備する場合には、学校施設を徹底的に活用することとし、新たに開設する放課後児童クラブの約80%を小学校内で実施することを目指している。

全ての子供を対象に、地域の方々の参画を得て、学習やスポーツ・文化芸術活動、地域住民との交流活動などの機会を提供する「放

課後子供教室」は、2015（平成27）年8月現在、1,077の市町村で14,392教室が行われている。共働き家庭など保護者が仕事などで昼間家庭にいない小学生を対象に、授業の終了後などにおいて、学校の余裕教室や児童館などを利用して遊びや生活の場を提供する「放課後児童クラブ」は、2015年5月現在、1,603市町村で22,608か所実施され、1,024,635人の児童が登録されている。

放課後児童クラブの充実

「放課後児童クラブ」については、2015（平成27）年4月から、改正後の児童福祉法に基づき、対象となる児童の年齢を「おおむね10歳未満」から「小学校に就学している」児童とするとともに、質を確保する観点から、職員の資格、員数、設備などを定めた「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」(平成26年厚生労働省令第63号)を策定し、市町村はこれを踏まえて設備及び運営に関する基準を条例で定め、この条例に基づき放課後児童健全育成事業を実施することとなっている。

また、放課後児童クラブの運営の多様性を踏まえつつ、放課後児童クラブにおいて集団の中で子供に保障すべき遊び及び生活の環境や運営内容の水準を明確化し、事業の安定性及び継続性の確保を図っていくため、「放課後児童クラブ運営指針」（2015年3月）を策定し、児童が安心して過ごせる生活の場としての一定水準の質の確保及び向上を図っている。

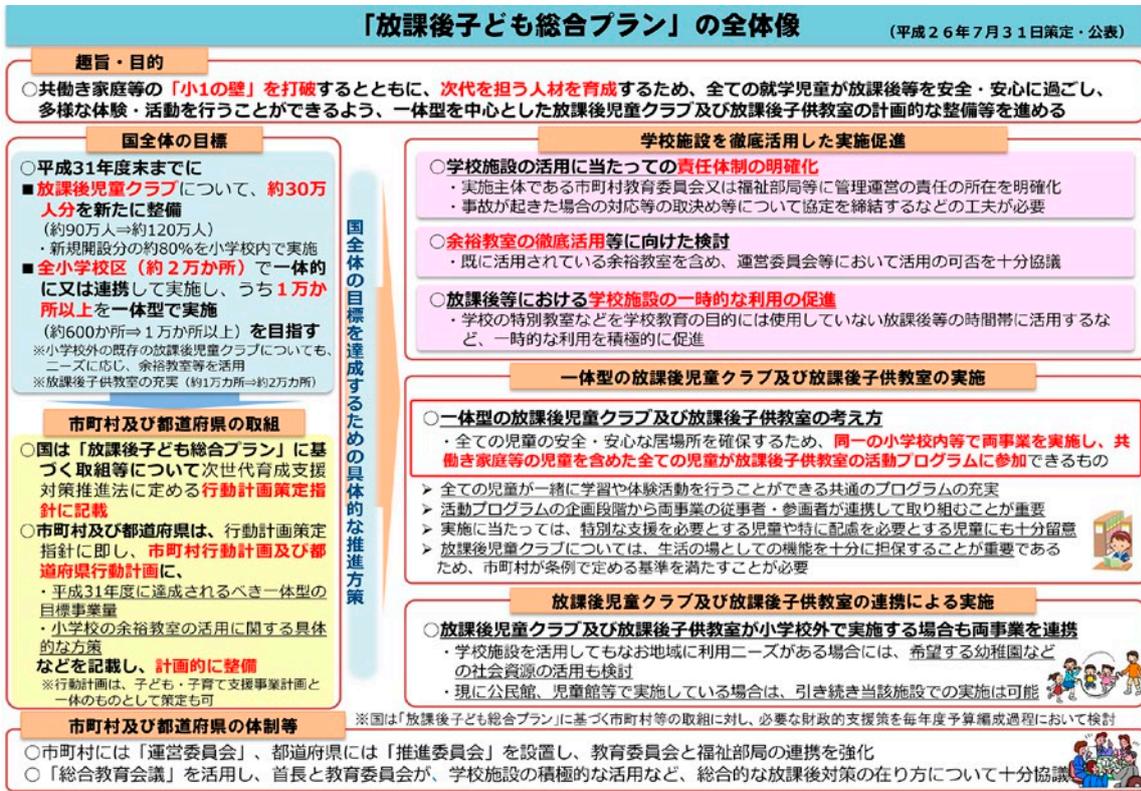
さらに、2015年度予算では、「放課後子ど

第2-1-8表 放課後子供教室及び放課後児童クラブの実施状況

	放課後子供教室 (2015年8月現在)	放課後児童クラブ (2015年5月1日現在)
実施か所数	14,392か所	22,608か所
実施市区町村数	1,077市区町村	1,603市区町村
登録児童数	—	1,024,635人

資料：文部科学省及び厚生労働省資料

第2-1-9図 「放課後子ども総合プラン」の全体像



資料：厚生労働省資料

も総合プラン」の目標達成に向けて、「量的拡充」及び「質の向上」に必要な経費を計上し、市町村における子ども・子育て支援事業計画に基づく取組を支援することとし、放課後児童クラブを学校敷地内等に整備する場合の施設整備費の補助基準額の引上げや10人未満の放課後児童クラブへの補助対象の拡大、消費税財源を活用した放課後児童支援員

等の処遇の改善に取り組むとともに、18時半を超えて事業を行う放課後児童クラブに対し、賃金改善若しくは常勤職員の配置促進に必要な経費の補助を行うことで、保育所との開所時間の乖離の解消を図る放課後児童支援員等処遇改善等事業、障害児を5人以上受け入れている場合の職員の加配など、放課後児童クラブの質の向上を図った。